

佐野市立西中学校区小中一貫校整備事業

実施方針 新旧対照表

No	頁	第	1	(1)	ア	他	実施方針（令和6年4月22日）	実施方針（令和6年6月14日修正版）
1	2	1	1	(3)	⑧		日照や音響の影響を考慮するとともに、健康的・衛生的な施設整備を期待する。 また、可能な限り木材を使用し、温かみと潤いのある環境整備を期待する。 木材については、市産材や県産材等を使用するように努めるものとする。	日照や音響の影響を考慮するとともに、健康的・衛生的な施設整備を期待する。 また、 内装には 可能な限り漆喰や木材を使用 することで、 温かみと潤いのある環境整備を期待する。 なお、漆喰については佐野市産を、 木材については市産材や県産材等を使用するように努めるものとする。
2	5	1	1	(10)		表外	※佐野市立西中学校区小中一貫校の屋外運動場は、第1期工事期間も含めて、現佐野市立西中学校の校庭が全面閉鎖としないことを考慮した上で、学校の長期休暇期間等を利用した先行着手は可能とする。 ただし、予定している国庫補助事業による着手可能な時期との調整が必要なため、設計段階において市と詳細をよく協議すること。	※佐野市立西中学校区小中一貫校の屋外運動場は、第1期工事期間も含めて、現佐野市立西中学校の校庭が全面閉鎖としないことを考慮した上で、学校の長期休暇期間等を利用した先行着手は可能とする。 ただし、予定している国庫補助事業による着手可能な時期 （令和7年7月以降） との調整が必要なため、設計段階において市と詳細をよく協議すること。
3	11	2	3	(2)	コ		構成企業には、 できる限り 佐野市内に本社・本店を配置する企業を 加える等、地元経済貢献に配慮すること。	構成企業には、佐野市内に本社・本店を配置する企業を 1社以上含めること。
4	23					資料1 図1内	事業対象地	事業予定地
5	24					資料1 図3内	西中学校（事業対象地）	西中学校（ 事業予定地 ）
6	25					資料2 表中No17	調査、設計、建設及び維持管理における騒音、振動、地盤沈下、有害物質の排出、漏洩等に関する対応	事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた 調査、設計、建設及び維持管理における騒音、振動、地盤沈下、有害物質の排出、漏洩等に関する対応
7	26					資料2 表中No22	要求水準の不 適業	要求水準の不 適合
8	27					資料2 表中No43	調査資料等で予見できることに関するもの	市又は事業者が 調査資料等で予見できることに関するもの

※該当頁は実施方針（令和6年6月14日修正版）の頁を示す。

No	頁	第	1	(1)	ア	他	実施方針（令和6年4月22日）	実施方針（令和6年6月26日修正版）
1	5	1	1	(8)	⑧		市は、本施設の維持管理に関する業務に係る対価を、 新校舎の引渡し日 から令和25年3月末日にわたり各年度末に、維持管理委託契約書に基づき支払う。	市は、本施設の維持管理に関する業務に係る対価を、 令和10年4月1日 から令和25年3月末日にわたり各年度末に、維持管理委託契約書に基づき支払う。
2	5	1	1	(10)		表内	維持管理期間 新校舎等の引渡し日 ～令和25年3月末日	維持管理期間 令和10年4月1日 ～令和25年3月末日

※該当頁は実施方針（令和6年6月26日修正版）の頁を示す。